

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 3 0 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市条例第 3 9 号

川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例  
等の一部を改正する条例

(川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の  
一部改正)

第1条 川崎市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の設置等に関する条  
例(昭和41年川崎市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」  
に改める。

(川崎市交通事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 川崎市交通事業の設置等に関する条例(昭和41年川崎市条例第46  
号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」  
に改める。

(川崎市病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 川崎市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第243条の2の8第8項」を「第243条の2の9第8項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。